

## **[事案 29-139] 入院給付金支払請求**

・平成 30 年 3 月 29 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

約款に定める「入院」に該当しないとして一部入院期間分の支払いを拒否されたことを不服として、当該期間分の入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

骨折等の手術およびリハビリ加療目的により複数の医療機関にて計 7 か月入院したので、平成 27 年 12 月に契約した医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、一部の入院期間については約款に定める「入院」に該当しないとして給付金が支払われなかった。しかし、他の保険会社は入院給付金を支払っており、本入院は約款に定める「入院」に該当することから、当該期間についても入院給付金を支払ってほしい。

### **<保険会社の主張>**

給付金不支払いとした入院期間は、約款に定める「入院」に該当しないことから、申立人の請求に応じることはできない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、入院給付金の支払いは認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。